

## 第1回 芦屋市地域福祉計画策定委員会（要旨）

日 時	平成23年2月21日(月) 13:30 ~ 15:30
会 場	福祉センター 3階 会議室1
出席者	委員長 牧里 每治 副委員長 若林 益郎 委員 孫 良, 久武 正明, 許 和子, 杉田 俱子, 中谷 多恵子, 森 幸子, 塚元 重範, 大前 香織, 上野 義治, 室井 明, 柴沼 元, 山内 祥弘, 東郷 明子, 磯森 健二(敬称略) 事務局 寺本地域福祉課長, 竹迫地域福祉課課長補佐 小川地域福祉課員, 寺倉地域福祉課員 安達高年福祉課長, 細井高年福祉課課長補佐 永井介護保険担当課長, 吉川介護保険担当主査 芦屋市社会福祉協議会 宮平 太
会議の公表	公 開                      非公開                      部分公開
傍聴者数	0人

### 1 開 会(事務局)

### 2 委嘱状交付

磯森部長：本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、策定委員会の委員について快くお引き受けいただきましてありがとうございます。現在の地域福祉計画は平成19年3月に策定しました。この間福祉センターのオープン等、市内の福祉をとりまく環境がかなり変わってきております。それにあわせて来年四月から次の計画に入っていくわけですが、その計画を策定していくための委員を皆様にお願ひしたく存じます。

委嘱の期間が計画策定のときまでとなっておりますが、おおむね1年程度を考えております。長丁場でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 委員紹介

#### 資料確認

次 第    委員名簿    芦屋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

地域福祉計画スケジュール    芦屋地域福祉計画(概要版)

事前にお送りしておりますピンクの表紙の芦屋市地域福祉市民会議(地域福祉を話しあう会)報告書・地域福祉に関する市民意識調査(案)

#### 策定委員会の位置付け(要綱説明等...事務局)

#### 事務局紹介

### 4 議事

(1) 委員長選出, 副委員長指名

【委員長は、学識経験者の中から定めるとした芦屋市地域福祉計画策定委員会設置

要綱の規定に基づき、事務局が牧里委員を提案し、承認されました。】

【副委員長は、委員長が指名するとした同要綱の規定に基づき、若林委員が指名されました。】

牧里委員長：第1次計画の取りまとめ役をさせていただいたので、引き続き責任を取れということだと思います。第1次計画の大きな成果はこの福祉センターと安心生活創造事業ですが、皆さんの経験と英知を集めて第2次計画をつくる上で、多少のサポートができるのではないかと思います。第1次計画をつくるときにも、芦屋の良さとして、自然や歴史、市民の経済力などの話が出ましたが、そうした潜在力を発揮して「福祉の街」にできればよいと思います。

新聞でご覧になった方もおられると思いますが、大阪の豊中で63歳と61歳の姉妹が餓死しました。大変な資産家でしたがバブルのツケが出てきて借金が増えたということで、このようなケースは意外と多いのではないかと思います。私たちは、それまでは豊かであっても、まかり間違うと滑り台のように下まで落ちてしまう覚束ない社会で生きており、そういう意味で、福祉は誰にとっても必要なことだと考えなければならない時代になってきています。誰もがリスクに遭う可能性があると考えて、皆さん一人ひとりの「暮らしの中での福祉への思い」を語っていただき、地域福祉計画を豊かなものにしてほしいと思っています。

さきほども申し上げたように私は支えるだけです。皆さんが「こうしたい」、「こうあればよい」と思うことを積極的、自主的にどんどん出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

若林副委員長あいさつ：医療分野から三師会として参加しています。委員長をできるだけ細やかに補佐して役を務めたいと思いますので、よろしくお願いします。

## (2) 第2次地域福祉計画に向けての経過報告(市民会議)

【芦屋市地域福祉計画概要版、市民会議報告書の概要を説明。】

牧里委員長：質問や意見がありますか。

上野委員：計画の位置づけについて、「民」の位置づけの社協(社会福祉協議会)の地域福祉推進計画があり、市の地域福祉計画も「民」の市民参加が前提だとすると、すべてが「民」になってしまうのではないですか。地域福祉計画は、市民が一緒になってつくるといことはわかりますが行政がつくる計画で、推進するのが社協の計画だと捉えればいいのですか。

事務局(寺本)：地域福祉計画は、社会福祉法で市町村がつくと規定されており、今回は第2次の計画を策定します。一方、社協の地域福祉推進計画は以前から先行して立てられており、現在は第6次計画を策定中です。地域福祉計画は市の計画ですが、住民と一緒にやってつくることがベースにあると認識しており、行政の個別計画をつないで、行政と市民の連携を図っていくというふうに理解しています。

社協はご存知のとおり地域福祉を推進する民間団体で、すべての市町村にあり地域と密着していますので、当然、市の地域福祉計画も連携し、住民と協働ですすめていきたいと思っています。

牧里委員長：平たく言うと、今までの計画づくりの考え方を捨ててもらわないといけないということです。介護保険や児童などの計画は、今後5年、10年と市議会で予算を決めて事業を行っていくためにつくるもので、市民は計画案に対して意見を言い、議員の先生を選んで、後は議会がチェックをして、行政や外郭団体が事業をす

すめていきます。しかし、実際には自治会や民生委員，ボランティア，団体などのいろいろな活動があり，そうした活動がやりやすいように支援したり基盤をつくることも行政の責任だとすると，市民がする活動と行政の仕事は混ざり合っています。それならば，計画をつくることから市民も行政も専門家も集まって芦屋のことを一緒に考え，実施するときも行政と市民が役割分担して一緒にやろう，というのが地域福祉計画です。そして，お互いにチェックしたり，評価委員会で評価し，その上で第2次計画をつくっていくという新しいやり方なのです。

また，介護保険の財源の半分は保険料，半分は国の補助金ですが，地域福祉はそれぞれの地域が自主的に創っていくものなので，国からのお金は出ません。ただし，安心生活創造などの特別なプログラムを，地域福祉計画に盛り込んで実施すれば補助金を出すというように，お金の流れも変わっています。これまでは国が法律や要綱をつくり，市町村にお金を渡して実施するというやり方でしたが，「市民の意見がきちんと出せるしくみに変えていこう」という流れの一環だと思えばよいと思います。皆さんが，税金の代わりに知恵や労力，専門的な技術を出して，地域を良くしていこうということです。

そのために，みんなで計画を考え，市もそれを認めてやっていこうというわけです。しかし，市民の生活や活動に関わることに行政が出過ぎるのはよくないので，中間にある社協に，うまく段取りをしてもらおうということです。

地域福祉計画は，みんなの創意と知恵をつなぎ合わせてつくっていくものなので，どんどん意見を言うてください。ただし，全部ができるわけではないので，すぐにとすることと時間をかけてすること，いろいろな人と助け合ってすることなどを，確かめながらやっていくものだと考えていただければよいのではないかと思います。室井委員：これから検討していく中で，特に私たちが気をつけなければいけないことは，昨年の6月に総合計画審議会が立ち上がっていますので，総合計画と地域福祉計画でやるのが，きちんとドッキングするように考えておくことだと思います。総合計画の資料は既に出ていますので，一度目を通しておいた方がよいと思います。

事務局（寺本）：さきほど説明させていただきました資料の「計画の位置づけ」の図に「第3次芦屋市総合計画」と書かれていますが，第4次の総合計画が今年の4月から10年計画としてスタートすることになっています。室井委員のご指摘は，総合計画の市民会議で意見が集約されたということではないかと思いますが，市役所内でも協議して，計画案の冊子がまとめられています。

室井委員：その冊子はもう出ています。

事務局（寺本）：計画案に対するパブリックコメントも終わっていると聞いています。総合計画は芦屋市全体のベースとなる計画ですので，この地域福祉計画も矛盾してはいけないことは当然ですが，福祉に関する具体的なことは地域福祉計画ですすめていきます。私も総合計画の幹事会に出席し，地域福祉に関する内容を議論の中に入れてもらっていますので，これからつくっていく計画と矛盾することはないと思います。

室井委員：幹事会に入っていたので知っているのだと思いますが，委員の皆さんもそうしたことははっきりと掴んで，一步前進していこうということです。

牧里委員長：室井委員が言われたのは，総合計画についてみんなで情報共有した方がよいのではないかということです。まだ策定中であればどこかの段階で，地域福祉に関わることだけでも，どのように書かれているかを知っておくべきだというのは，重要な指摘だと思います。総合計画と地域福祉計画の関係は市町村によって違

い、高齢化率が高いまちでは、総合計画がほとんど地域福祉計画や老人保健福祉計画のようになっているところもあります。また、総合計画の中に地域福祉計画の重要性がどの程度位置づけられているかによってもずいぶん違いがあり、例えば、地域福祉課の職員を2倍にしてほしいと言っても、総合計画に「これから福祉のまちづくりをします」と書いてなければ難しいというふうに、どのような位置づけになっているかをみんなが知っておくべきだというご提案です。

事務局（寺本）：冊子ができましたら、後ほど郵送させていただきます。

若林副委員長：私は第1次計画の策定委員会にも出席してもらい、初めは「地域福祉とは何なのか、行政がすることに私たちが口を出せるのか」という感覚だったのですが、その中でこの福祉センターをつくるのが全会一致で決まりました。そして、センターについていろいろな団体と話し合う中で、歯科の休日診療所を1か所に決めないと市民は不便だということで、つくってもらうようお願いしました。そこで障がい者の方から、障がい者の歯科診療ができる施設がないという意見が出て、歯科医師会で障がい者歯科診療をやることになり、4月から始める準備をしています。まだ一律にやるわけにはいきませんが、これから私たちも福祉を勉強し、どういう方を診療すればいちばん喜ばれるかを考えていきたいと思います。

このように、たまたまこの委員会に出ていたので、障がい者の方が困っているという話が、行政の施策でなくても、民間の歯科医師会がやれることにつながったということです。芦屋市は、医科も歯科も、障がい者医療の施策は割と遅れていると思いますが、民間と行政が連携してできることはたくさんあると思います。行政に対して「お金は出してくれなくても、せめて施設をつくってくれたら、運営は私たちがする」という話が出てくれば、地域福祉はもっと身近になってきて、障がい者歯科診療のように、それぞれが困っていることを、行政の力を少し借りて解決できるのでないかと思います。私たちもドクターの訓練やスタッフの問題などがありますので、どんな障がいでも診ますというような大風呂敷は広げられず、他の施設を紹介することしかできない方もいるかもしれませんが、それでも私たちとしては一歩前進できたと自負しています。この地域福祉計画の委員会は、そのように「民間も力を出すので、行政もそれ相応の力を出してください」というふうなものだと理解しています。

牧里委員長：ありがとうございます。第1次の地域福祉計画をつくるときにいろいろな意見が出た中で、具体化したのがこの福祉センターです。計画ができた後に、「福祉センター構想委員会」で具体的に煮詰めてできたわけですが、元々の計画が震災で予算が無くなって塩漬けになっていたのが、地域福祉計画が呼び水になり、木口財団も協力してくださるということで、スタートしたという流れです。

「計画は紙くずだ」と言う人もいますが、行政は公文書にきちんと書いてなければやりにくいので、計画をきちんとやることで福祉センターのように形になるのです。

地域福祉計画をつくっていない市町村が6割ぐらいありますが、それは議会が「地域のことを決めるのは議会の仕事だ」と反対するからです。しかし、議員の先生がすべてのことを知っているわけではありません。市民にはいろいろな知恵や経験がありますので、それを活かさないのはもったいないことです。

福祉センターはその良い例で、お医者さん、障がいのある人、地域の人たちの思いがきっかけとなって動き始めました。そして、誰が一番困っているのか、どうすればよいかを話し合いながら「お互いが協力してやっ払いこう」という合意文書が、

この地域福祉計画なのです。そういう意味で、きちんとみんなの声を出し合ってまとめていくことが大事だと思います。これまで芦屋市はどちらかといえばスピード感がありませんでしたが、急に出てきました。このまま市民の皆さんと行政のやる気がうまくマッチングするとよいと思います。

市民委員の皆さんも、市民会議でいろいろ議論して感じられたこともあると思います。感想でもいいので、実際に参加して感じられたことはないですか。

上野委員：もうひとつわかりにくいことの具体例が地域包括支援センターです。聞いた話では、このセンターは成年後見だけに特化したような動きになっているのではないかと感じるのですが、ここが担うことはもっと広いと思います。こうしたことについての市の方針を、もう少し市民にわかりやすく示していく必要があるのではないかと思います。そうしないと、市の相談窓口として「お困りです課」がありますが、市民はどちらに相談すればよいか分かりません。市民が抱えている問題を誰かが整理して、相談の受け皿を示してあげなければいけないのではないかと感じます。

事務局（寺本）：地域包括支援センターは、芦屋市では高齢者生活支援センターという名称で、介護保険法に位置づけられた業務を国等の財源と保険料で行っています。成年後見に特化しているわけではありませんが権利擁護支援や、介護予防、地域の高齢者の把握など、さまざまな業務を幅広くやっています。また、昨年7月に福祉センター内に権利擁護支援センターができ、権利擁護に関する業務は地域包括支援センターとも連携してすすめています。

ただ、ご指摘のように市民の皆さんになかなか認知されていないという現実が、第1次計画の中でも出てきましたので、「困ったときには支援センターに行く」という高齢者の方が増えていただくよう、もっと宣伝することが大事だと認識しています。

牧里委員長：まだ過渡期なのだと思います。地域包括支援センターは介護保険中心で、せいぜい介護予防までです。高齢者の健康増進は健康課になりますが、市民の皆さんの地域活動でもラジオ体操や健康体操などが行われていますので、そうしたことを介護予防と位置づけてもっとお金を出せば、活動も盛んになるという話もあります。

障がい者は障がい者支援センター、子どもは家庭児童相談室とバラバラになっていますので、「そこに行けば専門的な機関につないでくれる」という入口をつくるのが、（なかなか難しいですが）地域福祉の最終的な目標でしょう。また、みんながそういうしくみを知るための啓発活動を行い、「福祉は私たちの暮らしに結びついているので、一緒に考えましょう」というふうな機運づくりも必要です。ただ、そうしたことを一人でやろうと頑張っても「なぜ、あなたに言われるの」ということになりますので、「市も認めてみんなですすめていくしくみ」をつくっていくのが地域福祉計画です。つまり、市民だけでも行政だけでもできないことを、どうすればうまくマッチングできるかという知恵比べのようなものです。

上野委員：市民会議に参加させていただいたおかげで、民生委員のご苦勞がよくわかりました。しかし、福祉推進委員という人も別におられて、どうもうまくいっていないという話をされる方もいます。これはどのようになっているのでしょうか。

東郷委員：民生委員を10年やっています。今までは民生委員は福祉推進委員を兼ねていましたが、今年からしくみが変わり、福祉推進委員は社協から委嘱されて民生委員とは別になりました。この2つで地区の福祉委員会をつくって活動していますが、

福祉推進委員は民生協力委員も兼ねていますので、そのあたりが複雑でややこしいです。福祉推進委員はボランティアとして民生委員のお手伝いをするという位置づけですが、仕事がすごく増えて、「なぜこんなに負わされるのか、そんな意識でなかったのではない」という声も聞いています。

地域包括支援センターの話が出ましたが、市民の皆さんは、困りごとがあるときは、とにかく私たち民生委員に言ってもらえれば、地域包括支援センターにつながります。芦屋市のセンターは対処がすごく早く、次の日ぐらいには来てくれますので、自分で解決しようと思わず言っただけだと思います。ただ、センターの存在をご存じでない方もいらっしゃるのでもっと広めるようにしてほしいと思っています。

牧里委員長：民生委員は市町村が県知事に推薦し、厚生労働大臣に委嘱してもらって県の非常勤特別公務員です。一方、福祉推進委員は芦屋市の社協が委嘱した人で、しくみが違います。地域によって差がありますが、現実にはなり手が少なく、福祉推進委員が多ければ民生委員とチームを組んでうまくやれますが、少なければ民生委員が全部やらないといけないなど、現場ではいろいろ苦労されていると思います。

東郷委員：民生委員と社協との関係が、なかなか難しいです。

森委員：初めて参加させていただきました。社協の第6次地域福祉推進計画の策定委員もさせていただいているのですが、そちらは地域福祉計画の策定委員会が始まったので、その結果をみてとなっています。委員長のお話を聞いて、地域福祉計画が「官」で社協の計画が「民」だと初めて知りました。「計画の位置づけ」を読んで、地域福祉計画はあくまで計画であり、それを具体的に実行するのが社協の計画だということであれば、官が民に下ろしているという印象を受けました。2つの計画の関係がうまく整理できないので、説明していただければと思います。

事務局（寺本）：第1次計画では「社会福祉協議会の地域福祉推進計画は地域福祉を具体的に進める活動・行動計画であるといえます」と記述していますが、委員長のお話にもあったように、「地域福祉とはこうだ」とは言えないと思っていますので、第2次計画に進化する中で変化していけばよいと考えています。市としては、地域福祉計画は官が民に下ろす計画だという理解はしていませんし、市民会議で積み重ねられた議論をベースに、策定委員会の動きとともに市民の皆さまにも議論していただきたいと思っています。

牧里委員長：「官」＝行政と「民」＝民間（住民，市民）の関係は3つあると思います。1つは「行政がしないといけないこと」、つまり、法律や要綱で決まっていたり、議会で決めて税金でやる仕事です。2つめは「民間が独自でやること」。寄付金や会費でやるので、行政は口を出すなという部分です。そして、3つめが「一緒にやること」です。例えば、介護保険やいろいろな委託事業、指定管理制度などもそうですが、行政がやることだけでも、民間の知恵を活かして効率的にやっただけということでは、それがよいかどうかの議論はありますが、そういう部分があります。ただ、その中でも、仕事の内容を細かく決めて、民間はその通りにやりますが、その代わりに何か起こったときは行政が責任を取るといった委託事業や、行政が民間を信頼し、ある程度は自主的に企画してやれる助成事業などいろいろなものがあるので、地域福祉計画はみんなで思いを出し合って考えますが、それ以上に社協としてやりたいことは、社協の地域福祉推進計画に書き込んでいくというふうに考えていただければ、整理が付くのではないかと思います。

森委員：資料を読むと、行政から社協への矢印が一方通行のような気がしましたが、

あくまで双方向の矢印だと理解すればいいのですね。わかりました。

牧里委員長：社協は「市の地域福祉計画をつくってあげている」というぐらいに思わないといけません。社協に、「地域福祉計画ができてから考えるのではなく、一歩先に行く計画をつくりなさい」と言ってください。

事務局（寺本）：次回の地域福祉推進計画の策定委員会で、そのように説明します。

牧里委員長：他に意見がないようでしたら、次の議題に移ります。

### （３）市民意識調査について

【市民意識調査の実施方法と調査票を説明。】

牧里委員長：質問や意見がありますか。

柴沼委員：先日のすこやかプラン21の委員会でも言いましたが、問17-(7)（住まいの形態）に「二世帯住宅」の選択肢がありません。これでいろいろな問題が起きていますので、入れておかなければいけないと思います。

事務局（寺本）：世帯として考えるとそういう問題があると思いますが、この問で聞いているのは住宅の形態ですので、迷われたときには「その他」の欄に記入していただくとありがたいと思います。

牧里委員長：柴沼委員は二世帯住宅を取り出したいということですか。

柴沼委員：絶対に福祉の問題になりますので、取り出して分けてほしいです。

牧里委員長：問17-(4)（家族構成）がありますので、2つの問を組み合わせると、同居していても二世帯住宅とは違う場合もありますが、ある程度は満たせるのではないのでしょうか。

森委員：例えば、親の持ち家に子ども世帯が賃貸で暮らしている場合は、どこに を付ければよいのですか。

事務局（寺本）：契約を結んで家賃を払っているのであれば「民間の賃貸住宅」だと理解されると思います。委員長が言われたように、2つの設問を組み合わせたいと思います。家族構成についても、例えば、二世帯住宅であっても食事を一緒にする世帯もしない世帯もあり、ご自身でどのように感じておられるかで回答していただくことになると思います。

柴沼委員：二世帯住宅は、昔はありませんでしたが今はあるので、別に考えないといけないと思います。

牧里委員長：そのあたりは、うまく検討してください。

事務局（寺本）：2つの設問の組み合わせでどんなデータが拾えるかを検討したいと思います。

許委員：この調査は無作為に2,500人に配布して統計を取るというものですが、これとは別に、意見のある人にも答えてもらうようにすれば、より意見を集められるのではないかと考えます。また、対象が20歳以上というのは今まで通りという感じがしますが、私も子どもから気づかされるのが非常に多いので、「どんな芦屋市になってほしいか」、「そのために何がいると思うか」ということなどを、例えば、10歳の子ども300人に聞けば、統計は十分に取れると思います。そうした違う視点で、面白い発想を取り入れていってはどうかと思います。

問8（地域で支えあう福祉について）の選択肢「2」はミスプリントだと思いますので、訂正をお願いします。

また、問9～問11に地域活動の設問がありますが、ニートなど外に出られない人が増えていますし、人づきあいが苦手な人などもいますので、例えば、時間がないと

か気を遣うなど、活動に参加しない理由を聞けば、仲良くするためのイベントできっかけをつくるなどの工夫をして、活動に取り込んでいくことに役立つと思います。  
牧里委員長：3つの意見をいただきました。対象者の年齢は検討の余地があるのではないかとということと、自由に意見を書く欄が足りないので、別紙に自由に書いてもらうようにしてはどうかということですか。

許委員：調査票の内容ではなく、例えば、どこかに置いてはどうかということですか。

牧里委員長：全く自由に書いてもらう方法もありますし、例えば、行政に期待することなどに絞る方法などありますが、その点はどうかですか。

許委員：ボランティアをしている方など、意欲や意見がある方がおられると思いますので、そうした方に対してこの調査を活用し、例えば「行政の支援があったので活動できるようになった」というふうな意見を聞いて、計画に取り込んでいけばよいのではないかと思います。

牧里委員長：そのスペースが足りないということですね。

許委員：自由記入欄のスペースはこれでいいのですが、市民の方で意見を出したい人に、この調査票が活用できればということですか。

磯森委員：2,500人以外の方に聞いたらどうかということですね。

許委員：そうです。

磯森委員：市では、計画の姿がある程度見えてきた時点でパブリックコメントを実施します。そのときは20歳以上などに限定しませんので、それで代えていただくとありがたいと思います。

許委員：そうなのですか。わかりました。

孫委員：この調査は無記名ですが、調査票の最後に「意見を述べたい人は住所と名前を書いてください」と書いておいて、話し合いに参加してもらうという方法もあると思います。

牧里委員長：2,500人の中で「意見のある人からは聞きますよ」ということですね。

孫委員：そうです。名前を書いた人に委員会の案内を出すというやり方もあると思います。1回の調査ですべてのことをやるのは難しいので、今回は意識調査に限定し、第2弾、第3弾に向けて興味のある人に名前を書いてもらうということですか。市民にアプローチする機会はなかなかないので、今回のチャンスを活用できればと思います。

調査を行うときは、回収率を高めたいし、より詳しい情報も集めたいという2つのニーズがあると思いますが、アンケートが詳し過ぎたり自由回答欄が多過ぎると一般の方は敬遠しがちですので、回収率を高めるにはシンプルなアンケートの方がよいと思います。この委員会に出席している皆さんは熱心ですので、多くのことを聞きたいと思われそうですが、負担に感じる人も多いので、この調査票はそのあたりのバランスを考えてつくられたのだと思います。

牧里委員長：もうひとつ、活動に参加しない理由を聞いた方がよいという意見もありました。問10（活動についての今後の意向）でも「このような活動をしてみたいとは思わない」という答えが多くなるかもしれないので、その人の気持ちや、どういうことを考えているかを聞くということですか。

事務局（寺本）：問11で活動に参加しやすくするための支援や条件は聞いています。今回の調査は、市民会議でお聞きしたご意見をベースに、市民に広げてお訊きするというのが基本のスタンスで、前向きなアンケートにしたいという思いがあります。しかし、いろいろな不満を持っておられる方もいらっしゃいますので、最後の自由

記述欄がかなり重要な意味をもつのではないかと考えています。

孫委員が言われたように、今回の調査では第1次計画のときの調査の28問から17問に絞り、できるだけ書きやすい内容にしています。その上で自由記述欄にたくさんのご意見を書いていただければと考えています。

また、子どもさんなどの意見を聴くということについては、今後のスケジュールの中でご説明しますが、パブリックコメント以外にも市民の方々のご意見をお聞きする機会を設けていきたいと考えています。

対象者の年齢については、今回はすでに対象者の抽出を行っています。また、意見のある方に名前と住所を書いていただくことは、抽出された2,500人の方だけがある意味で特権があるということにならないかなど、検討させていただきたいと思えます。

委員長：それらの中間の案として、調査票に地域福祉課のFAX番号が書いてあるので、自由に送ってもらうようにしてはどうですか。

事務局（寺本）：送っていただくことは結構です。

牧里委員長：他の市の例ですが、そのようにして、実際に来たのは5件だけでしたが、可能な限りオープンにするよう工夫して、アイデアを出してください。

事務局（寺本）：ご意見をふまえて事務局で検討し、最終形の調査票を委員の皆さまにもお送りします。

若林副委員長：この調査の前提として市民会議のことが書いてありますが、回答者の多くは市民会議を知らないのので、問12（地域福祉をすすめていく上で必要な取り組み）で挙げられた項目は、「行政がこのように考えている」と受け止められないでしょうか。

森委員：これらは市民会議で出された課題ですね。

事務局（寺本）：そうです。

若林副委員長：しかし、アンケートに答える人は市民会議の報告書を見ているわけではないので、わかりません。

事務局（寺本）：例えば、「市民会議で次のような課題が出てきた」ということなどを書いた方がよいでしょうか。

若林副委員長：そのような一言があった方が、一般の市民にはよくわかります。

牧里委員長：市民会議の名前を出すのがよいかどうかは別にして、市民から出た意見だという表現が、どこかにあればよいと思います。

若林副委員長：市民会議の名前がポンと出ると「市民会議って何？」ということになるので、まずいと思います。

事務局（寺本）：わかりました。表現を工夫して付け加えます。

牧里委員長：他にお気づきの点がありましたら、電話などで事務局に言ってください。意見を取りまとめて、最終的に実施する形にしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

#### （４）今後のスケジュール

【地域福祉計画スケジュールを説明。】

牧里委員長：質問や意見がありますか。

詳細はこれから検討しますが、委員会設置要綱の第7条の「ワーキングチーム」の規定を使って、策定委員以外の方の意見も聴ける場をつくってみようということです。もちろん、策定委員からも何人か入っていただき、プラスアルファで意見を取

りまとめることも考えられるということですので，またご提案いただければと思います。

意見がなければ，「その他」として連絡事項等がありますか。

( 5 ) その他

事務局（寺本）：第2回の策定委員会は5月19日（木）の午後を開催させていただく予定です。なお，できれば次回の委員会で，年間の日程を決めたいと考えています。

牧里委員長：策定委員会のすすめ方などについてご要望はありますか。

なければ，これで終了します。ありがとうございました。